

「知的財産推進計画 2011」の策定にあたり、「知的財産推進計画 2010」  
について見直すべき点や新たに盛り込むべき政策事項等について

一般社団法人日本音楽出版社協会

2011年2月7日提出

《全文》

○その他：

知的財産ビジネスの推進にあたっては、著作権保護と著作権ビジネス振興とを一体のものとして推進することが不可欠である。著作権保護と産業振興とを総合的に企画推進するために必要な政策を計画に盛り込むべきである。

著作権保護がビジネスの拡大につながり、著作物の享受が生活に喜びをもたらすとともに、著作者の経済的利益に反映し、さらに豊かな文化に満たされた社会を生み出すサイクルが必要である。

しかし、今日、ややもすれば著作権保護とビジネス振興は対立するものとしてとらえられているきらいがある。特に、デジタル化、ネットワーク化が進展した中にあるのは、ネット上の流通が容易に行われやすい音楽や映像などのコンテンツは、最低限の権利主張さえ、その主張の可否を問う前に、ビジネスの発展を阻害するものとしていわれのない非難を受ける場合が少なくない。

すでに長きにわたって、著作権及び著作隣接権存続期間の延長問題、私的録音録画補償金制度見直し、ネット上でのコンテンツの違法な流通撲滅などが課題となっているが、著作権保護とビジネス振興について総合的に推進する立場に立てば、解決の道筋は開けているように見える。

存続期間について言えば、著作物が財産である期間をわが国の主要な競争相手である欧米をはじめとする諸国に比べ短い状態にとどめておくことが、わが国の利益にならないことは明らかである。また、国際的ハーモナイゼーションという観点からも、単にわが国の孤立を深めることになりかねない。

補償金の問題にしても、一方に私的複製について権利を制限されている権利者がおり、他方に私的複製を容易に高品質で行える機器を製造販売して利益をあげている製造事業者がいるとき、製造事業者の利益を損なわない範囲で著作権者に権利制限の対価を補償することは、極めて合理的といえる。適正な補償金制度が著作権ビジネスの振興に資することは間違いない。

ネット上の違法配信にしても、蔓延する違法行為によって著作者や音楽、映像等のコンテンツの権利者が甘受している莫大な損害を放置することは、知財推進政策とはあまりにかけ離れていると言わざるを得ない。プライバシーや表現の自由は尊重されなければならないが、それは違法行為を見逃していい理由にはなら

ない。また、違法合法に関わらずネット上の情報の往来が増大することがネットビジネス隆盛を意味するとも言えないのは当然である。

さらに加えて、総合的な政策が特に求められるのは、海外展開についてである。すでにこれまでの「知的財産推進計画」においても、コンテンツの海外戦略については各種の施策が示されているが、著作権保護とビジネス振興とを一体のものとして推進する観点からのものは見当たらないように見える。

著作権ビジネスを円滑に進めるには、著作権保護が制度として確立していなければならない。しかしながら、わが国及び欧米先進国と、それ以外の諸地域の懸隔は依然大きい。この格差を埋めるために、音楽出版社、レコード会社、著作権管理団体などがそれぞれのレベルで個々に、あるいは国際団体（ICMP、IFPI、CISAC等）を通じて努力してきている。しかし、当該地域の著作権保護制度が一定の効果を上げるには、当該地域の政府がこの問題に取り組む姿勢が決定的な意味を持つ。ということは、この問題については、民間各レベルの努力は欠かせないにしても、わが国政府の果たす役割が決定的に大きいということである。

その上で、「知的財産推進計画 2010」の「戦略 2」に示された施策が意味を持ってくると考えられる。

#### 《要旨》

知的財産ビジネスの推進にあたっては、著作権保護と著作権ビジネス振興とを一体のものとして推進することが不可欠である。著作権保護がビジネスの拡大につながり、著作物の享受が生活に喜びをもたらすとともに、著作者の経済的利益に反映し、さらに豊かな文化に満たされた社会を生み出すサイクルが必要である。著作権保護と産業振興とを総合的に企画推進するために必要な政策を計画に盛り込むべきである。